箕面市地域公共交通利便增進実施計画作成業務委託 仕様書

1. 目的

国では、地域公共交通の維持・改善は交通分野の問題解決にとどまらず、地域活性化のために不可欠な地域の装置・社会インフラであるとして、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下「地域公共交通活性化再生法」という。)を改正された。

箕面市においては、令和5年度(2023年度)を開業目標とする北大阪急行線の箕面市萱野地区への延伸工事が開始しており、今後まちづくりとも連携した市内の公共交通ネットワークを構築する必要がある。

このことから、現行の「箕面市地域公共交通総合連携計画」と「箕面市総合都市 交通戦略」の2計画の方向性を継承し、統合・発展させるとともに、平成27年度 に策定した「箕面市立地適正化計画」と整合のとれた公共交通ネットワークを実現 するため、地域公共交通活性化再生法に基づく「箕面市地域公共交通計画」を令和 4年度(2022年度)に策定する。

「箕面市地域公共交通計画」の策定後には、コミュニティバスである「オレンジゆずるバス」の再編及び北大阪急行線延伸後の運行ダイヤ・運賃・乗継割引等の利便増進施策を位置づけた「箕面市地域公共交通利便増進実施計画」を策定する。

本業務は、「箕面市地域公共交通利便増進実施計画」の作成に必要なバス利用実態調査や市民意向調査を実施し、調査結果を分析するとともに公共交通の利便増進施策等の検討を行った上で、「箕面市地域公共交通利便増進実施計画」を策定することとする。

2. 業務計画

- (1) 受託者は、あらかじめ業務実施に必要な業務計画書を監督職員に提出し、内容について承諾を得なければならない。なお、業務計画書には次の事項について記載するものとする。
 - ①業務概要
 - ②実施方針
 - ③実施工程表
 - ④組織表及び緊急連絡表
 - ⑤打ち合わせ計画
 - ⑥ その他
- (2)受託者は、業務計画書に重要な変更が生じた場合は、その都度変更計画書を監督職員に提出し承諾を得なければならない。

3. 業務内容

- (1)受託者が業務を行うにあたっては、監督職員と十分協議したうえで指示に従い着手しなければならない。
- (2)業務は、バス利用実態調査の実施及び調査結果の分析、市民意向調査の実施及び調査結果の分析、公共交通の利便増進施策の検討、利用促進策の検討、 箕面市地域公共交通利便増進実施計画の策定、箕面市地域公共交通活性化協議会(オレンジゆずるバス再編検討分科会を含む)の運営補助を行うものとする。

- (3)業務の内容は下記のとおりとする。
 - ①バス利用実態調査
 - -1、OD調査

バスの利用実態とサービス基準を把握するためにオレンジゆずる バスを対象としたOD調査を行い、その集計・分析等を行う。

-2、オレンジゆずるバス利用者アンケート調査 利用者の利用実態を把握するため、利用者にアンケート調査票を配 布し、その集計・分析等を行う。

OD調査・アンケート調査

- ・調査員がバスに乗り込み、OD調査票とアンケート調査票を乗車時に渡す。
- OD調査票のみ降車時に調査員が回収する。
- ・アンケート調査票については、返信用封筒とともに配布する。
- ・回収したOD調査票、返信用封筒により提出されたアンケート票について、ともに集計、分析を行う。

OD調査票

・車内で容易に回答が出来るよう、カードタイプの調査票を用いるなどの 工夫をし、設問についても、乗降所の他、年齢区分など、路線再編や運 行計画再編に効果的な設問とするとともに、車内での回答することに留 意し、最小限の設問に留めること。

アンケート調査票

・受託者は、委託者が提示するデータをもとにアンケート調査票を作成し、 委託者が指定した方法で集計を行うこと。なお、受託者において、より 効果的な質問や集計方法の提案がある場合については、その提案を妨げ るものではなく、委託者と協議の上、採択を判断することとする。

返信用封筒

・受託者は、委託者から提示するデータを元に返信用封筒を作成することとし、料金受取人払の費用は、受託者が負担する。

参考数量

1日当たり利用者平均…(月~金)約1,110人 (日・祝)約80人 (令和3年5月)

アンケート調査票については約3割の人が受取拒否(過去3年) アンケート調査返信数想定…約600

(R元年度…491 R2年度…398 R3年度…456)

調査対象

OD調査・アンケート調査ともに平日・日曜日の各1日ずつの調査とし、 全数調査とする。

平日は赤・青・黄の各ルートをそれぞれ2台(計6台)で運行しており、概ね7時30分~19時までの運行となる。

休日は紫・緑の各ルートをそれぞれ1台(計2台)で運行しており、紫ルートは概ね10時~18時、緑ルートは9時~17時の運行となる。

②市民意向調査

-1、市民アンケート調査

オレンジゆずるバスの再編の際に、市民のライフスタイルや公共交通網に関する意向を反映させるために、市民2,000名に対してバス利用形態等についてのアンケート調査を行い、その集計・分析を行う。

-2、オレンジゆずるバス再編検討分科会(ワークショップ) 検討手法としては箕面市地域公共交通活性化協議会に設置された オレンジゆずるバス再編検討分科会でのワークショップによるも のとし、運営準備や運営補助(ワークショップの際の班別ファシリ テーター(各回とも5班想定)業務等)を行う。(全5回開催)

市民アンケート

- ・委託者が抽出したアンケート調査対象2,000名に対して調査票を郵送し、 返信のあったアンケート調査票を集計し、路線再編の分析を行う。 (なお、返送率は60%程度を見込んでいる。)
- ・アンケート項目については、バス路線再編・運行計画再編へ資する内容とし、その項目も含めて提案すること。また、受託者は、委託者へアンケート項目の確認を行った上で、調査を実施するものとし、必要に応じて修正等の対応を行うこと。
- ・送付物は、アンケート調査の依頼文とアンケート調査票、返信用封筒の3点とし、アンケート調査票は最大A4裏表1枚とする。返信用封筒は料金受取人払いとし、その費用は受託者が負担する。アンケート調査の依頼文については、委託者がデータを作成するものとし、そのデータを元に受託者が印刷を行い同封するものとする。

オレンジゆずるバス再編検討分科会

- ・オレンジゆずるバス再編検討分科会については、市民参加型のワークショップ形式で開催するものとする。
- ・会議規模としては、45人程度の会議とし、5班に分かれて班別に検討を 行い、会議として案をとりまとめる想定で、会議回数は11月までの間に5 回を予定している。
- ・運営補助として、会議資料の作成を行い、会議全体のファシリテート業務 および班別のファシリテート業務についても委託する。また、各班の議論 がわかるように各班での検討内容について記録すること。
- ・会議全体の会議録の作成については、委託者が行うものとする。
- ・ワークショップで出た市民意見をもとに検討を行い、課題等を整理した上で、再編案を作成すること。
- ・10月頃に予定している市民説明会(全6回程度)で出た質疑等については 委託者より情報を提供するものとし、その内容も含めて再編案を作成する こと。
- ・会議場の設営等については、原則、委託者が行うものとする。
- ・オレンジゆずるバス再編検討分科会での検討内容は、オレンジゆずるバスの路線・運行計画の再編、オレンジゆずるバスの利用促進、評価指標の設定など、オレンジゆずるバスの再編に係る内容全般とする。

③公共交通の利便増進施策の検討

バス利用実態調査及び市民意向調査の結果を反映させつつ、公共交通の 利便増進施策を検討する。主に路線バス及びオレンジゆずるバスのダイヤ、 運賃形態、収支及び実証運行の際の見直し基準などを検討する。

④利用促進策の検討

バス利用実態調査及び市民意向調査の結果を活用し、実現の可能性を踏まえた増便、停留所の新設、情報提供サービスの向上等による利用促進策の検討を行う。

⑤箕面市地域公共交通利便増進実施計画の策定

関係者の合意に基づき、検討結果を箕面市地域公共交通利便増進実施計画としてとりまとめる。

なお、策定にあたっては、市民説明会の開催やパブリックコメントの実施により意見聴取を行う。

また、本業務は学識経験者、行政機関、交通事業者、地域活動団体、その他関係者による箕面市地域公共交通活性化協議会で検討を進めることとし、会議開催にかかる準備、運営補助を行う。(5回開催)

箕面市地域公共交通利便増進実施計画策定においては、上記①~④による検討に加え、以下の検討を含むものとする。

- ・公共交通機関の乗継割引の検討
- 新たなモビリティや交通形態の導入の検討
- ・上屋やベンチの設置等による公共交通を利用しやすい環境作りの検 討

①や②の調査結果の他、必要に応じて、委託者が行った過去の調査データ等も活用しながら計画を策定するものとする。

なお、箕面市地域公共交通利便増進実施計画の策定に伴い、箕面市地域 公共交通計画を変更する必要が生じた場合については、その事業概要の検 討や取りまとめを行うとともに、箕面市地域公共交通計画の変更資料を作 成するものとする。

箕面市地域公共交通活性化協議会の運営補助

資料作成や運営については、原則、委託者が行うものとするが、受託者は、会議における質疑対応について、一部、その補助を行うものとし、箕面市地域公共交通活性化協議会の検討内容を箕面市地域公共交通利便増進実施計画策定やオレンジゆずるバス再編検討分科会運営に反映するものとする。

また、③④⑤にかかる検討は、オレンジゆずるバス再編検討分科会と並行して進めるものとし、箕面市地域公共交通活性化協議会にかかる資料作成については委託者が行うことから、受託者は、受託後速やかに検討スケジュールを作成し、箕面市地域公共交通活性化協議会で諮る内容の検討結果および資料については、箕面市地域公共交通活性化協議会資料の作成期間を考慮し、委託者に速やかに提供すること。

なお、会議録等の作成についても委託者が行うものとする。

4. 協議打合せ報告及び作業報告

- (1) 受託者は、協議打合せについてその都度記録簿を作成し、管理技術者及び監督職員が確認したうえで作業を行わなければならない。
- (2) 受託者は、作業内容、作業量、進捗状況その他特筆すべき事項を明記した作業月報を、翌月初めに監督職員に提出しなければならない。

5. 業務の監督及び検査

- (1)管理技術者は、業務の方法、状態、記録及び成果等の整理について十分な監督指導を行わなければならない。
- (2) 成果及び記録は、各作業ごとに確実に点検を行い、作業が終了した時はさら に全部の点検を行ったうえ監督職員に提出し、管理技術者立ち会いのうえ監 督職員の検査を受けなければならない。

6. 成果品の提出

- (1) 受託者は業務が完了したときは、成果を整理してその成果品を速やかに提出しなければならない。
- (2) 成果品はすべて委託者の所有とし、委託者の許可なく他に利用、または貸与 等をしてはならない。
- (3) 成果品は以下のとおりとする。
 - ○原稿・原図1部と電子データ (DVD-R) を提出すること。
 - ○各成果品に応じた部数を提出する。
 - ○図書は全て文書ファイル (ワード、エクセル、パワーポイント) を提出すること。
 - ○協議中の資料は監督職員の指示によるものとする。
 - ①業務計画書 … 1 部
 - ②箕面市地域公共交通利便増進実施計画本編(A4版電子データ)…2部
 - ③箕面市地域公共交通利便增進実施計画本編(製本) … 100部

【仕様】

- ・無線綴じ冊子 左綴じ 120P程度 A4表紙(両面カラー光沢紙 厚手)
- ・本文(両面カラー光沢紙(コート)標準:90kg)
- ・上記同等又は同等以上の仕様とする。
- ④箕面市地域公共交通利便増進実施計画概要版(A4版電子データ)…2部
- ⑤箕面市地域公共交通利便增進実施計画概要版(製本) … 100部

【仕様】

- ・無線綴じ冊子 左綴じ 10P程度 A4表紙(両面カラー光沢紙 厚手)
- ・本文(両面カラー光沢紙(コート)標準:90kg)
- 上記同等又は同等以上の仕様とする。
- ⑥関連資料 … 一式
- ⑦協議打合簿 … 1部
- ⑧その他担当者が定めるもの … 一式

7. 業務の期間

業務の期間は、契約締結日から令和5年3月24日とする。 ただし、計画策定の進捗状況に応じて業務の期間を延長する場合がある。

8. 秘密保持の義務

受託者は、本委託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

9. 資料等の保管

受託者は、業務委託を行うにあたり、委託者より貸与した資料等は厳重に整理 保管し、業務終了後直ちに返還すること。

10. 受託者の責務

本委託の完了検査に合格し、引き渡し後であっても業務の内容に誤り等があった場合は、受託者はその責務を全うしなければならない。

11. 著作権の帰属

受託者は、本業務の成果物及び本業務を実施する過程で作成したすべての原稿 及び写真、データ等の著作権(著作権法第27条に定める権利を含む。)を含む 一切の権利は、契約の範囲内であるかどうかを問わず委託者に帰属するものとす る。また、説明会等の資料として活用することがあるため、受託者は委託者対し、 編集できるデータを委託者の求めに応じて、適宜提供するものとする。

12. 個人情報保護

- (1) 受託者は、個人情報保護に細心の注意を払うこと。
- (2)情報の漏洩等が発生した場合は、直ちに漏洩等を防止する措置を講じるとともに、即時に委託者に報告を行い、委託者の指示があればその指示に従うこと。書面での報告も遅滞なく行うこと。 また、責任をもって事態の収拾を図ることとし、委託者の指示があればその指示に従うこと。なお、事態の収拾等に必要となる費用は受託者の負担とする。
- (3) 市民アンケート調査の対象者の引渡は箕面市交通政策室内で行い、媒体は CD-Rを用いるが、紛失・盗難などを防止するため、受託者において鍵 付きのケースを用いる等、セキュリティを強化した方法で行うこと。
- (4) 市民アンケート発送業務においても、情報漏洩が発生しないよう最新の注意をはかることとし、対象者データの引受時、市民アンケート調査票の郵送業者への引渡時においては、事業所と引受場所(引渡場所)を往復して他の場所を経由しないなど最新の注意を払うこと。

13. 疑義

受託者は、設計図書に記載された事項の解釈について疑義を生じた場合は監督職員と協議し、その指示に従わなければならない。

本仕様書、その他明記のない細部について疑義を生じた場合は、監督職員と協議し、その指示に従わなければならない。